

木津川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、人権という普遍的文化を構築することを目指して、すべての市民が多様性の理解を広げ、誰もがかけがえのない個人として尊重され、自分らしく生き、互いを認め合う社会を実現するため、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向（自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。）が異性愛のみでない者又は性自認（自己が認識している性別をいう。）が戸籍上の性とは異なる者をいう。
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとして、日常生活において協力し合うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティである二者の継続的な関係をいう。
- (3) ファミリーシップ パートナーシップ関係にある者の子（養子を含む。）又は親（養親及びその配偶者を含む。）（以下、「子等」という。）を含め、家族として相互に協力し合うことを約した継続的な関係をいう。
- (4) パートナーシップの宣誓 パートナーシップにある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。
- (5) ファミリーシップの宣誓 パートナーシップにある者同士が、市長に対し、子等について家族として相互に協力することを誓うことをいう。
- (6) 協定自治体 この告示と同様の内容の制度を有し、市と当該制度に係る連携協定を締結した自治体をいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 パートナーシップの宣誓をすることができる者（以下「宣誓予定者」という。）は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
 - (2) 宣誓予定者の少なくともいずれか一方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること。
 - (3) 宣誓予定者がともに現に婚姻(事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。)をしておらず、かつ、現に本市において宣誓をしようとする相手以外の者とパートナーシップ関係にないこと。
 - (4) 双方が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない続柄の関係(当事者同士が養子縁組をし、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。)にないこと。
- 2 ファミリーシップの宣誓の対象となる子等は、宣誓予定者の子等であって、生計が同一であるものとする。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓予定者は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書(別記様式第1号。以下「宣誓書」という。)及びパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する確認書(別記様式第2号。以下「確認書」という。)に所定の事項を自ら記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。この場合において、ファミリーシップの宣誓の対象となる子等で15歳以上の者は、自らが署名するものとする。

- (1) 宣誓予定者及び子等全員の住民票の写し又は住民票記載事項証明書(3箇月以内に発行され、続柄を記載したものに限る。)
- (2) 独身証明書、その他婚姻をしていないことを証明する書類(3箇月以内に発行されたものに限る。)(外国籍の場合は、大使館等で発行される婚姻要件具備証明書。この場合においては、当該文書の日本語訳を添付すること。)
- (3) 市内への転入を予定している者にあつては、その転入の予定の事実を確認することができる書類
- (4) ファミリーシップの宣誓を行う場合にあつては、当該子等がファミリーシップの対象者であることを証明する書類及びパートナーシップにある者と当該子等の生計が同一であることがわかる書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、宣誓予定者の一方若しくは双方又は子等（以下この項において「当事者」という。）が自ら宣誓書又は確認書に自署することができないときは、当該当事者以外の者に代筆させることができる。

(本人確認書)

第5条 市長は、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の際には、宣誓予定者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げるいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード（マイナンバーカード）

(2) 旅券（パスポート）

(3) 運転免許証

(4) 在留カード

(5) 前各号に掲げるもののほか、その他官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であって、届出する者の顔写真が貼付されたもの

2 前項の規定にかかわらず、宣誓予定者が同項各号に掲げる書類の提示をすることができない場合は、市長が適当と認める書類の提示を求めることにより確認を行うことができる。

(宣誓登録及び証明書等の交付)

第6条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）が要件を満たしていると認めるときは、当該宣誓者をパートナーシップ宣誓登録簿（以下「登録簿」という。）に登録し、木津川市パートナーシップ宣誓証明書（別記様式第3号）又は木津川市ファミリーシップ宣誓証明書（別記様式第4号）（以下「証明書」という。）及び木津川市パートナーシップ宣誓証明カード（別記様式第5号）又は木津川市ファミリーシップ宣誓証明カード（別記様式第6号）（以下「証明カード」という。）を宣誓書及び確認書の写しを添えて交付するものとする。

(通称名の使用)

第7条 宣誓予定者は性別違和（自己の身体の性別に違和感を持つことをいう。）そ

の他市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書及び確認書において、氏名と併せて社会生活上日常的に使用している氏名（以下「通称名」という。）を使用することができるものとする。

- 2 前項の場合において、市長は、証明書及び証明カード（以下「証明書等」という。）に通称名を表示し、証明カードの備考欄に当該通称名を用いる宣誓者の氏名を併記するものとする。

（宣誓内容等の変更等）

第8条 宣誓者は、宣誓書に記載した内容に変更が生じたときは、速やかにパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等記載事項変更届（別記様式第7号。以下「変更届」という。）に証明書等及び変更の内容が確認できる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- 2 第5条及び前条の規定は、前項の規定による変更届を提出する者について準用する。
- 3 市長は、変更届の提出を受け、証明書等の記載事項を変更したときは、変更後の証明書等を交付するものとする。

（証明書等の再交付）

第9条 宣誓者は、当該証明書等について、紛失、毀損、汚損その他の事情により再交付を受けようとするときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等再交付申請書（別記様式第8号。以下「再交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 第5条及び第7条の規定は、前項の規定による再交付申請書の提出について準用する。
- 3 市長は、第1項の規定により再交付申請書の提出があったときは、証明書等を再交付するものとする。

（証明書等の返還）

第10条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等返還届（別記様式第9号）に証明書等を添えて、市長に返還しなければならない。ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない。

- (1) 宣誓者双方の意思によりパートナーシップ・ファミリーシップの関係が解消されたとき。
- (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (3) 第3条で定める要件を満たさなくなったとき。
- (4) その他宣誓の要件に該当しなくなったとき。

(子の氏名の削除)

第11条 宣誓者の未成年の子であってファミリーシップ宣誓の登録を受けている者は、15歳に達した日以降にパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する申立書(別記様式第10号。以下「申立書」という。)を市長に提出することにより、登録簿及び証明書等から当該未成年の子の氏名を削除するよう申し立てることができる。

- 2 第5条の規定は、前項の規定による申立書の提出をした者について準用する。
- 3 市長は、第1項の規定による申立書の提出があったときは、その内容を審査し、内容が適当と認められる場合、当該未成年の子の氏名を削除した証明書等を宣誓者に交付する。

(宣誓の無効)

第12条 市長は、宣誓者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、登録簿から削除し、宣誓を無効とすることができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により登録を受けたとき。
 - (2) 証明書等を不正に利用したとき。
- 2 市長は、前項の規定により宣誓を無効としたときは、登録簿に必要事項を記載するとともに、宣誓者であった者に対し、交付した証明書等の返還を求めることができる。

(自治体間の連携)

第13条 宣誓者は、協定自治体に転出しようとするときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書(別記様式第11号。以下「継続申告書」という。)を市長に提出することができる。

- 2 市長は、前項の規定により継続申告書の提出があったときは、当該宣誓者が転出

後も引き続きパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしたものとみなすことができるよう協定自治体との連絡調整を行うものとする。

3 協定自治体から本市に転入する者であって、転入後も引き続きパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の要件を満たすものは、継続申告書を市長に提出することができる。

4 市長は、前項の規定により継続申告書の提出があったときは、当該者が市においてパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしたものとみなすことができる。
(プライバシーへの配慮)

第14条 市長は、市の施策の推進に当たっては、この告示の趣旨を尊重し、パートナーシップ・ファミリーシップの関係にある者のプライバシーに十分配慮するものとする。

(市民及び事業者への情報提供及び啓発)

第15条 市は、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の趣旨が市民及び事業者適切に理解されるよう必要な広報活動を行うとともに、社会活動において尊重され、公平かつ適切な対応が行われるよう、必要かつ適正な情報提供を行い、その啓発に努めなければならない。

(補足)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年8月1日から施行する。